十六　法第二十六条第二項第九号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）又は同項第十号に掲げる行為（当該行為に係る直接保有法人等が同号イに掲げるものである場合における当該行為を除く。）であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の一未満であるもの

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「行為者の密接関係者」という。）が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等を同項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（当該行為者又は当該行為者の密接関係者に該当するものを除く。ロにおいて「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数とを合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ロ　行為者及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数と当該行為に係る直接保有法人等及び当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数とを合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合

十七　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号から第十五号までに掲げる行為（直接保有法人等に係るものに限る。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下このイにおいて同じ。）又は当該行為をしたものを被支配会社等とするものが、次条第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当する場合における当該行為

ロ　次の要件のいずれも満たすもの

(1)　当該行為をしたもの（以下この号において「間接取得者等」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する非上場会社（当該行為に係る直接保有法人等が株式又は持分を所有するものに限る。）の所有等株式等及び当該行為の前における当該間接取得者等を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この号において「間接取得者等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額又は総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。

(2)　(1)に規定する合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該間接取得者等の密接関係者（間接取得者等又は当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者に該当するものを除く。ハ(2)及びニ(2)において「直接保有法人等の密接関係者」という。）が所有し、若しくは出資し、又は保有する当該非上場会社の所有等株式等を合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。

ハ　次の要件のいずれも満たすもの

(1)　間接取得者等が所有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が所有等株式を所有するものに限る。）の実質所有等株式の数及び当該行為の前における当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の五十未満であること。

(2)　(1)に規定する合計した純株式数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数とを合計した当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の五十以上となること。

ニ　次の要件のいずれも満たすもの

(1)　間接取得者等が保有する上場会社等（当該行為に係る直接保有法人等が保有等議決権を保有するものに限る。）の実質保有等議決権の数及び当該行為の前における当該間接取得者等に係る間接取得者等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の五十未満であること。

(2)　(1)に規定する合計した純議決権数と、当該行為に係る直接保有法人等及び当該行為の後における当該直接保有法人等に係る直接保有法人等の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の五十以上となること。

十八　法第二十六条第二項第九号に掲げる行為又は前条第二十五項第十一号若しくは第十四号に掲げる行為であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　当該行為をしたもの（特定組合等が当該行為に相当するものを行つた場合にあつては、当該特定組合等。以下この号において「間接取得者等」という。）又は当該間接取得者等を被支配会社等とするものが、次条第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）に該当しない場合における当該行為

ロ　次に掲げるものからの外国議決権又は外国議決権行使等権限の取得

(1)　当該間接取得者等を被支配会社等とする個人又は法人その他の団体

(2)　(1)に掲げるものの被支配会社等

十九　法第二十七条第十四項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う対内直接投資等に相当するものであつて、次条第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

第三条第一項第十号中「前条第十九項第一号」を「前条第二十八項第一号」に、「非居住者である個人又は法人等（以下この号において「株式取得者の密接関係者」という。）」を「非居住者等」に、「実質株式の数並びに当該株式取得者及び当該株式取得者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式」を「当該上場会社等の実質所有等株式」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　法第二十六条第二項第三号若しくは第四号に掲げる行為又は前条第二十五項第三号若しくは第五号に掲げる行為であつて、次に掲げる割合のいずれもが百分の十未満となるもの（次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する行為を除く。）

イ　当該行為をしたもの（以下この号において「行為者」という。）が、当該行為の後において所有することとなる上場会社等の実質所有等株式の数及び当該行為者を前条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（ロにおいて「行為者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合

ロ　行為者が当該行為の後において保有することとなる上場会社等の実質保有等議決権の数及び当該行為者に係る行為者の密接関係者が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合